

税の申告を忘れずに

# 所得税の確定申告

## 確定申告会場

富士市交流プラザ 2階多目的ホール

時 2月17日(月)～3月17日(月)  
9:00～17:00(土・日曜日、祝日を除く)



※できるだけ、公共交通機関をご利用ください。  
※富士市交流プラザでは、申告に関するお問い合わせを受け付けていません。

■会場への入場は、「入場整理券」が必要です。  
・整理券は、事前にLINEで入手できます。



・当日も整理券を配付します。配付状況により、入場をお断りする場合があります。

■次のいずれかに該当する人は、富士市交流プラザで申告してください。  
・給与や営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡(土地・建物・株式など)、山林などの所得のある人  
・贈与税の申告をする人

■2月17日(月)～3月17日(月)は、税務署の窓口では申告できません。



本人のスマートフォンを使って  
申告書の作成をサポートします。

## 事前説明会場

富士宮市役所 7階特大会議室

時 1月27日(月)～31日(金)9:30～16:00  
(31日(金)は15:00まで)

対 ・年金所得のある人  
・初めて住宅ローン控除を申告する人

定 各日100人(先着順)

富士市交流プラザ 2階多目的ホール

時 2月12日(水)～14日(金)9:00～17:00

対 ・年金所得のある人  
・初めて住宅ローン控除を申告する人

定 会場への入場には、「入場整理券」が必要です。



## 年金所得のある人の申告

公的年金などの収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。

※住民税の申告は必要です(6ページ参照)。

### 注意

所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。



## 納税は口座振替(自動振込)で

指定した金融機関の口座から納付できます。

【振替納付日】 4月23日(水)

### 手続き

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署の窓口へ



# 申告・納付期限 3月17日(月)まで

**問** 国税相談専用ダイヤル  
☎0570-00-5901 (ナビダイヤル)  
富士税務署 確定申告電話相談センター  
☎0545-61-2460 (番号「0」を選択)

## 出張相談会場

### 富士宮市役所 7階特大会議室

**時** 2月17日(月)～28日(金)9:30～16:00  
受け付けは15:00まで  
(12:00～13:00、土・日曜日、祝日を除く)

**対** ・年金所得のある人  
・60歳以上の人  
・障がいのある人

3月17日(月)までは、  
富士市交流プラザで  
相談できます。



## 無料税務相談会場

### 富士宮市役所 7階710会議室

**時** 2月17日(月)～28日(金)9:30～16:00  
受け付けは15:00まで  
(12:00～13:00、土・日曜日、祝日を除く)

**対** ・事業所得や不動産所得のある人\*  
\*令和6年の所得金額が300万円以下で、令  
和5年の課税売上が3,000万円以下の人  
**他** 税理士が無料で相談に応じます。

## 自宅で確定申告

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」  
を利用して、確定申告書を作成すると、パソコンやス  
マートフォン、または郵送で申告できます。  
様式をダウンロードすることもできます。

確定申告書作成コーナー 🔍

申告書作成様式は  
こちら



作成時に困ったら、ご利用ください。

### ■チャットボット(ふたば)

質問を入力すると、自動で回答が表示  
されます。



### ■タックスアンサー

国税に関するよくある質問と回答を  
確認することができます。



### ■動画チャンネル

確定申告書作成コーナーの操作方法  
などを動画で見ることができます。



**問** e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
☎0570-01-5901(ナビダイヤル)  
☎03-5638-5171

## スマホやパソコンで

マイナンバーカードを利用すると、e-Taxから  
申告できます。

詳しくは、e-Taxウェブサイトをご覧ください。

**HP** <https://www.e-tax.nta.go.jp>



## マイナンバーカードを利用するときは 2種類の暗証番号が必要です

■署名用電子証明書(6～16桁の大文字英字・数字)

■利用者証明用電子証明書(4桁の数字)

暗証番号がわからない場合や電子証明書の有  
効期限が切れている場合は、市役所1階市民課  
窓口で再設定または更新をすることができます。

**問** 市民課 ☎22-1134



## 郵送で

提出先 〒416-8650 富士市本市場297-1  
富士税務署 宛

税の申告を忘れずに

申告期限  
3月17日(月)まで

# 市民税・県民税の申告

☎ 市民税課 ☎22-1126 ☎22-1227

## 対象者

確定申告をしない人で、以下のいずれかに当てはまる場合

- ① 公的年金所得や給与所得以外の所得がある人
- ② 医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受けようとする人
- ③ 所得がない人で、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人
- ④ 所得証明書を必要とする人

## 郵送での提出

申告書は、申告会場または市役所1階市民税課窓口で入手できます。

記載内容を確認し、必要な書類を同封して、郵送してください。

郵送先 〒418-8601 (住所不要)  
市民税課 宛

## 申告会場

【注意】所得税の確定申告書の受け付けは、できません。

### ■出張所・区民館・公民館

月	日	曜日	会場	9:30~11:30	11:30~13:30
2	3	月	上野出張所	馬見塚・上条	精進川・下条
	4	火	白糸出張所	内野・佐折・狩宿・半野・原	
	5	水	芝川公民館 (くれいどる芝楽)	西山・長貫・大鹿窪・猫沢・ 上柚野・下柚野・鳥並	大久保・羽鮒・内房・上稲子・ 下稲子
	6	木	井之頭区民館	猪之頭・根原・麓	
	7	金	上井出出張所	上井出・人穴	
	10	月	北山出張所	北山	山宮

### ■富士宮市役所

期間	時間	会場
2月17日(月)~28日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	9:30~11:00・13:00~15:00	7階 710会議室
3月 3日(月)~17日(月) (土・日曜日を除く)	9:30~11:00・13:00~15:00	1階 113会議室
上記期間以外 (土・日曜日、祝日を除く)	8:30~17:15	1階 市民税課

# 持ち物チェック

## 共通

### 所得税の確定申告 市民税・県民税の申告

- 電卓・筆記用具
- 源泉徴収票など所得金額の計算に必要な書類
- 各種控除の証明書(社会保険料・生命保険料・地震保険料など)、医療費の明細書など

#### 注意

医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

明細書は、市民税課、富士税務署の窓口または国税庁ウェブサイトダウンロードできます。

医療費の領収書は、後日税務署から提出を求められる場合があります。5年間保管してください。

※医療保険者から交付を受けた「医療費通知」を添付すると、医療費控除明細書の記入を省略できる場合があります。

- 預金口座(本人名義)が分かるもの  
※確定申告で還付が出た場合
- 前年分の申告書の本人控え  
※ある人のみ
- 申告者本人の確認書類

#### 注意

確定申告書や市民税・県民税申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

#### 1点で確認できるもの

- マイナンバーカード※  
※カード発行時に設定した2種類の暗証番号が必要です。

#### 2点で確認できるもの

- 個人番号確認書類(マイナンバー通知カードやマイナンバー入りの住民票)  
※令和2年5月25日以降、住所や氏名などに変更のある人は、マイナンバー通知カードは使用できません。
- 本人確認書類\*(運転免許証、在留カード、身体障害者手帳など公的機関で発行された写真付のもの)  
※写真のないものは2種類の書類が必要です。

- スマートフォン ※作成指導を受けたい人

## 住宅ローン控除がある場合

※確定申告が必要です。

- 家屋の売買(請負工事)契約書の写しと、家屋の登記事項証明書
- 敷地の購入がある場合は、敷地の売買契約書の写しと、敷地の登記事項証明書
- 住宅ローンの年末残高証明書
- 補助金などを受けた場合は、その金額を明らかにする書類
- 認定長期優良住宅の場合は、認定通知書と、住宅用家屋証明書の写しか、認定長期優良住宅建築証明書

#### 注意

控除を受けるための要件によって、他に書類が必要となる場合があります。

詳しくは、国税庁ウェブサイトをご覧ください。



## 代理の人が申告する場合

※市民税・県民税の申告のみ

- 委任状
- 申告者の個人番号確認書類
- 代理人の本人確認書類

### 納付済額のお知らせ

令和6年中に納めた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の金額を、1月下旬に郵送します。

問 収納課 ☎22-1128

